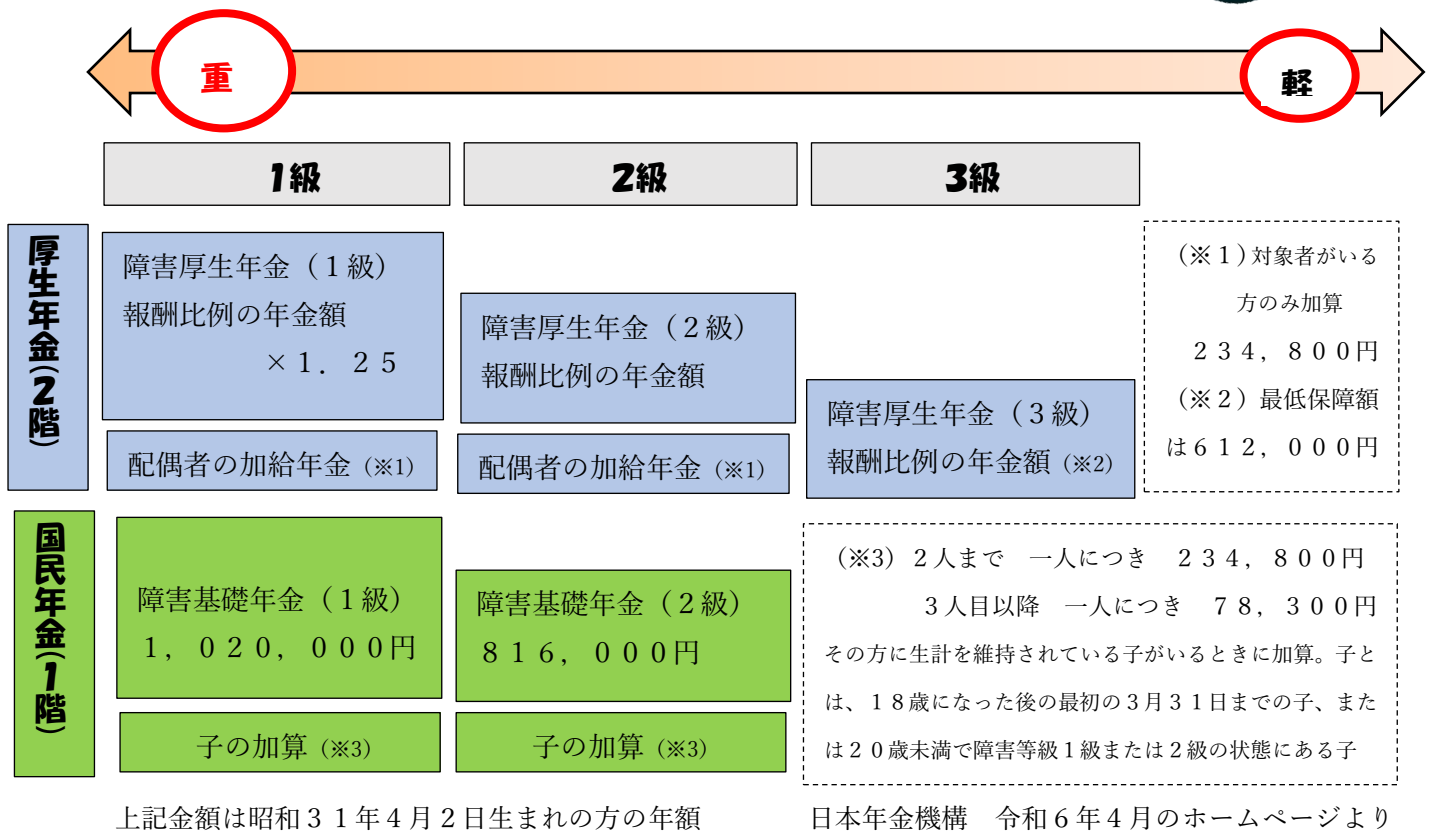


6. 障害年金

今回は、**障害年金**についてです。障害年金は、障害の状態により、国民年金から障害基礎年金（1・2級）、厚生年金から障害厚生年金（1～3級）の年金を受け取りことができます。また、障害厚生年金の1・2級に該当する場合は、障害基礎年金も合わせて受取ることができます。尚、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。



障害認定日は、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やケガについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内に一定の病気やケガで、症状が固定した場合は、その日となります。

特に自営業等の国民年金の方ご注意ください！

自営業の方は、サラリーマンに比べて、原則、健康保険の傷病手当金も支給されず、障害厚生年金も支給されませんので、貯金や民間の保険の準備を多めにする必要があるでしょう。

★自営業の場合

